

第3回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月5日（火）午後1時30分から午後3時07分まで

2 開催場所 高崎市役所3階 31会議室

3 出席委員（24人）

1番	清水 静 枝	3番	箱 田 裕 史
4番	浦恩城 由 子	5番	佐 藤 勲
6番	寺 崎 正 親	7番	今 井 隆
8番	須 田 直 子	9番	大 野 俊 彦
10番	信 澤 健 治	11番	中 沢 幸 子
12番	山 田 孝 夫	13番	天 田 晃
14番	戸 塚 英 子	15番	塚 越 勤
16番	永 井 保 伸	17番	石 川 大 輔
18番	川 野 健 一	19番	福 田 敬 一
20番	西 山 康 雄	21番	反 保 勉
22番	飯 野 利 貞	23番	新 井 元
24番	設 楽 明 志	25番	金 井 政 明

4 欠席委員（1人） 2番 中 村 滋

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
局長補佐	河 野 一 則
局長補佐	荒 木 聡
係長	羽 鳥 大 樹
主任主事	清 水 賢太郎
主任主事	飯 塚 淳

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分取消について

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について
- 日程第10 申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について

◎開 会

午後 1 時 3 0 分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 定刻となりましたので、第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

お願いいたします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長をお願いしたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、ただいまから第3回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日、2番の中村滋委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は全員25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命に入ります。

まず初めに、皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。それでは、議席番号3番、箱田裕史委員及び24番、設楽明志委員兩名を指名いたします。また、書記の任命については、事務局の飯塚主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、これより議事進行に入ります。

まず、これより議事に入るわけですが、発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、平成30年12月7日許可、高農委指令第1395号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、設置計画がなくなったためとのことでございます。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま許可取消願の1件の説明がありました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等ありましたら、お願いいたします。

異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

それでは、続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、以前より借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和5年10月22日から令和8年10月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書18ページ、議案第4号ナンバー20が提出されております。

6番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、9件でございます。なお、この9件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けいたします。

このナンバー1の人は、経営状況見ると、随分、4アールだけ。最近就農したような人。そうではないのか。

○事務局 この方は、もともと自宅の隣地に農地をお持ちの方であるのですが、さらに、その隣を今回買い取るという申請でございます。それで、今年の4月、40アールという下限面積の適用がなくなったので、その関係で恐らくこのタイミングで申請が出てきたのかなというところだと思います。

○会長 そういうことだそうです。

皆さんから何か質問等ありますでしょうか。

皆さんのほうから異議がなければ、許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

農地法第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1及びナンバー2については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 先日の北部事前協議にて申請地は荒廃農地であり、反収8割の要件の適用を受けずに10年間の許可を出せる場所にはなるが、農業委員会として3年から5年ぐらいで圃場の状況を確認すべきではないかとの意見をいただきました。その旨を代理人に伝えたところ、その期間でご審議をいただきたいとの回答をいただきましたので、許可のご審議とともに年数についてもこの場でご審議いただければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和5年11月1日から令和15年10月31日までの10年間の申

請でございます。

それでは、別添の農地法第4条許可申請、ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目が位置図でございます。図面を横向きにして、ホッチキス留めされたほうが北となります。図面左側でございます黒い丸印の箇所が申請地でございます。高崎市立箕輪小学校から北西に約1.1キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。次のページが公図の写しでございます。図面中央やや上寄りの筆が申請地でございます、申請地周辺は、東、西、南側に用悪水路、北側が公衆用道路となっております、申請地は農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、次が太陽光パネルの配置図でございます。引き続きホッチキス留めされているほうが北でございます。配置するパネルの枚数は200枚でございます、架台支柱の本数は114本でございます。支柱と支柱の間隔は2メートルでございます。支柱部分の面積は0.51平米でございます、申請地面積1,410平米のうち支柱部分に係る面積0.51平米が一時転用の許可申請となります。

1枚おめくりいただきまして、次がパネルの立面図でございます。営農型発電用のパネルになりますので、地上高が約2メートル、最大で約3.8メートルの高さになります。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書でございます。営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要ですが、パネル下部の面積は516平米でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農型発電設備を計画している農地の営農計画ですが、下部の農地に作付する作物は榊でございます。面積は516平米でございます、2年目以降も同様の内容でございます。

1枚おめくりいただきまして、次に年間の営農計画でございます。記載にありますとおり、1年目に営農型設備の設置を行い、2年目の2月に寒肥、4月に植付け、9月に消毒を行う計画となっております。3年目以降は、2月に寒肥、4月に除草、9月に消毒を行い、4年目以降も同様でございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、榊は生育にひなた日陰を選ばない植物であり、商品価値の高い榊を生産するには、遮光率が50パーセントから90パーセントが最適とのことでございます。そのため、植物の生育には支障がなく太陽光パネルの下部には適していると思われまふ。効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.0メートル、最高地上高2.6メートル、支柱と支柱の間隔は2メートルとなっております、作業を効率的に行う上で必要となる空間の確保についても十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、下部の農地における営農でございますが、今回の申請は下段、イ、

荒廃農地の再生利用をする場合になります。栽培作物は柿になり、農地全体を適正に利用する計画となっております。また、上段アの欄は参考の数値となりますが、栃木県鹿沼市での実績の数値に対して100%の収穫を見込んでいるとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、次に利用する農業機械ですが、自己所有の軽トラック1台とトラクター1台を使用するとのことでございます。農作業に従事する者の農作業経験につきましては、農作業歴が3年ありまして、そのうち柿につきましては6か月の作業歴がございます。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これから調査報告になります。なお、今回は第2班の調査となっております。

それでは、調査班長の寺崎正親委員から報告をお願いします。

○6番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。

事前調査報告、第2班班長、寺崎正親。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は営農者である法人の取締役と代理人の2名の出席でした。

質問1 法人の農業経営期間はどの程度ですか。また、農業に参入するきっかけなどがあったのでしょうか。

回答 農業経営を始めて4期目になります。法人の代表が八百屋を経営しており、その頃から野菜の栽培に興味があったことが農業経営を始めるきっかけで、梅の収穫の作業委託から参入しています。

質問2 他市町村でも営農型で柿を栽培しているのですか。また、高崎市内でも柿を栽培する計画と伺っていますが、柿を選定した理由などがあれば教えてください。

回答 安中市と東吾妻町に圃場が6か所あり、営農型で柿を栽培しています。柿を選定した理由は、営農型に最も適している品目と考えたこと、また、露地で鳥獣被害が少ないものを選びました。

質問3 従業員は何名いますか。また、規模拡大をしていくにあたり、栽培経験等は問題ありませんか。

回答 農作業は、主に役員2名で行っていますが、除草や消毒などの圃場管理については、農業経験のある10名程度の作業員に依頼しています。また、栃木県の柿専門の会社で栽培技術を学んでいるので問題ないと感じています。

質問4 柿は出荷できるようになるまで何年かかりますか。また、その際の販路は決まっていますか。

回答 1年生の苗から始めると出荷までに7年ほどかかりますが、3年生の苗を植える計画ですので、4年目以降から出荷できると見込んでいます。販路については、神社や結婚式場に直接販売

することを想定しており、本格的な収穫が始まる前に営業をかけていく計画です。なお、技術指導をしてくれている会社からは、市場価格でなら買い取るといった話をいただいております。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けしたいと思います。

先日の北部事前協議でいろいろ意見、参考意見として出させていただきました。それを踏まえながら、皆さんでこの審議、何年にするか、そういうことを決めていきたいと思います。ここは荒廃農地を解消したということなのですけれども、その周りはどうなっているのだろう。ここは。やっぱり周りも荒廃農地になっているの。

○事務局 周りの状況に関しては、少し山林化が進んでいるような場所も見受けられるようなところでございます。

○会長 まだ。

○事務局 やっている農地はきちんと耕作されている場所もあるのですけれども。

○会長 これは、何、周りやっぱり田んぼになっている。

○事務局 はい、田んぼです。

○会長 そうすれば、周りで田んぼで作付でもすれば水を入れるわけなのだけれども、その水がこの畑にしたわけなのだけれども、そういう水が入ってくるところって、下が湿気地になるとか、そういうことはちょっと聞いてみた、聞いてみない。どういう状況になるのだから。

ちょっと調査班がいるからいいや。調査班でいいです。

○6番寺崎委員 ちょっと聞かなかったですね、日陰の状況を。

○会長 そうなの。

○6番寺崎委員 はい。

○会長 そういうことをいろいろ鑑みながら、この年数ですか。この間いろいろ意見が出たので、10年でなくて、もっと短い期間にしてもらって様子を見るということで。そういう話が十分出ましたので、ここで年数を決めたいと思います。それでは、意見のある方はお願いします。

○22番飯野委員 22番、飯野ですけれども。

○会長 はい、お願いします。

○22番飯野委員 調査班だったので、柿の栽培とかには聞き取りの中で聞いたのですけれども、現地の、先ほど班長さんが言うように見ていなかったの、確認ができていないのですけれども。この中で、あと、これが適格法人で農地のA判定だと、もう10年でいいという説明もある中で、初めてのことなので、今話があるように10年ではやっぱり周りも含めて、その10年間も回っていくのには担当した人が、みんないなくなってしまうという感じは、交代していなくなってしまう感じもある

ので、初めてのことで、そういう意味からして3年か5年かという慎重な意見が出ている中なのですけれども、その辺については私どもも、私も、どの辺が適当かというのはなかなか判断しづらいところなので、そこはやっぱり皆さんの大勢の方の中でしてもらったのがいいかと思っています。

○会長 今、飯野委員から意見が出まして、10年ではなくてもうちちょっと短い期間で様子を見たり、たまには事務局のほうで現地を見てもらって成育状況がどうだとか、そういうことをちょっと見て判断してもらいたいのです。ほかの安中市と東吾妻町ですか、ここでも榊、そんなのですけれども。成育状況が、まだ植えて、それほどたっていないということでしたよね。そんなので判断がつかないので、それで、またこの申請者にも、この間、班長、あれでしたか、本人にもある程度年数のこと話したのですしたっけ。

○6番寺崎委員 年数というか、出荷ができて、その頃一回見てみたいというお話はちょっとしたのはしたのですけれども。

○会長 そう。事務局のほうから、ちょっとそんなお話が来たのですよね。

○事務局 はい。

○会長 そんなので申請人も、そのような話をお伝えしたので、そういうお考えで、もしかすると、短い期間になるかななんて、そのことを本人も承知していると思うので。それでは、今飯野委員から出たのですけれども、何年ぐらいにしたらよろしいでしょうか。

お願いします。

○17番石川委員 17番、石川です。3年たてば、順調にいけばそろそろ出荷のめどが立つような感じで、現地なんか確認できると思うのですけれども。その逆に順調でない場合も考えられると思うので、特に荒廃農地ということですので、その辺で3年後順調でない場合、何が問題があるかとか、もしくは何が悪かったとか。あと、発電ありきのような形で、どうしても営農がおろそかになっていないかとか、その辺もトータル踏まえて3年ぐらいで一旦しっかりと確認等、必要であれば指導等もするのが妥当ではないかと思っておりますので、まずは最初3年で、それで順調だったら、その後更新のときは少し長めにして、転用期間をすればよろしいのではないかと私は思います。

以上です。

○会長 石川委員から、今そんなようなご意見出ました。3年ぐらいで一度調査をしたほうがいい。状況が悪ければ、もっと先行くより早くにその成育状況、悪いのは何か、何の原因だとか、そういうのは早めに分かると思います、そういうことで3年という意見も出ました。

ほかにどうでしょうね。

事務局、3年でも本人は、申請人は。どのぐらいの話してある。

○事務局 私から、代理人様とのお話しした内容とすれば、今のお話の状況ですと、3年から5年ぐらいの間で多分決まりそうな形ですということでお伝えさせていただきまして、それはそれで、はい、構わないということで聞いておりますので、その間で許可を出していただければということで

おっしゃっておりました。

○会長 事務局のほうで今お話のありましたとおり、3年から5年ということで申請人には承諾をいただいたということなのです。

○25番金井委員 ちょっといいですか。

○会長 はい。

○25番金井委員 3年、5年って今意見があるのですが、3年、5年だったときに、何を調べて、どういう結果が出たら、どういうふうになるとか、何かあるのですか。要は、だから、あと、植えるのが5年だったら、そういうのが、そういう何かがある。植えるのに5年だったら、それ許可だとか、植えなければ全部許可を取り消すとかって、そういうことなのですか。今回その3年、5年決めるのに。

○会長 許可を取り消すというのではなくて、その成育状況を確認して……

○25番金井委員 許可って取り消せないですよ。許可を取り消せないのだから……

○会長 それは、よっぽどひどい場合。営農型で、これは駄目ですって、営農型をやめさせるというのは、今まで全国で一か所もないです。ある程度収穫量が減っているけれども、できる限り努力してやってくださいということで、まだ、そこまでいっているあれはないので。

そうすれば、ちょっと事務局、説明して。

○事務局 今回の申請地は、先ほども申し上げたとおり、A判定という荒廃農地となっておりまして、荒廃農地でこちらのシェアリング、営農型の太陽光発電をする場合は、本来営農型太陽光ですと、周りの圃場と比べて8割以上の反収がないと継続して許可が出せないような場所にはなるのですけれども、この荒廃農地でやる場合は、その8割要件というのが適用されずに、8割に収量が満たなくても継続して更新が可能という場所になります。今回3年の許可をいただいた場合、3年後にきちんと耕作されているかどうかというような状況を確認させていただきまして、耕作がされていれば、継続的に更新、全く耕作されない状況でもととの荒廃農地みたいな状況になってしまったときには、その時点で考えるというような形にはなってしまうかと思うのですけれども。収量は全く取れていなくても更新することは可能です。

以上でございます。

○会長 今話したように、今まで撤去した例は一つもないので。これからは営農発電8割、というか、どういうふうな方向になるかはちょっと分からないのですけれども。

そうすれば、そろそろ年数決めましょう。ここで、ずっと時間取っていると。

○20番西山委員 では、いいですか。

○会長 はい。

○20番西山委員 20番の西山ですけれども。北部のほうでも、私のほうから短くしたほうがいいのかというような話をしたので、一般で言えば3年が普通の1期だから、3年ぐらいで。3年の苗を植える

ということであれば、この3年後になれば6年で収穫も見ていけるということで、別に4年だとか、5年でなくても、3年を1スパンと考えれば、基本的には3年でいいかなと思いますけれども、お願いします。

○会長 今、西山委員から3年ということで、一度この現地をまた確認すればどうかという、そういう意見が出ましたけれども、どうですか。この辺で決めたいと思うのですけれども、3年でよろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 はい、分かりました。それでは、事務局3年ということなのですから、いいですか。

○事務局 はい。

○会長 それでは、ナンバー1については、今の3年ということで許可相当としてよろしいでしょうか、伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、3年ということで許可相当とすることといたします。

続きまして、事務局、ナンバー2の説明をお願いいたします。

○事務局

2番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められておりまして、令和5年9月23日から令和8年9月22日までの3年間の申請でございます。

本申請地は、令和2年に営農型発電用地として初めて許可を受けまして、今回が初回の更新となります。

それでは、別添の農地法第4条許可申請、ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面を横向きでホッチキス留めされているほうを右上にして御覧ください。図面中央にございます赤い丸印の場所が申請地でございます。高崎市立宮沢小学校から北に約1キロメートルの場所に位置しております。申請地周辺は、東側と南側に住宅が点在しておりますが、西側及び北側は農振農用地の広がりのある農地でして、申請地は農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりください。次の2枚目と3枚目が公図の写しでございます。図面を見開いて御覧ください。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。図面にて「地区外」と記された部分は、次の3枚目に記載されております。申請地に隣接する土地につきましては、北側は畑、西側は墓地、東側は畑、南側は公衆用道路となっております。

1枚おめくりください。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされたほうを左上にして御覧ください。こちらは、太陽光パネルの配置図でございます。本申請は、更新の申請でございます

ので、こちらの図面のとおり、現地には既にパネルが設置されております。配置するパネルの枚数は150枚でございまして、架台支柱の本数は48本でございまして、支柱と支柱の間隔は、1.5メートルから3.1メートルでございまして、支柱部分の面積は1.50平米でございまして、申請地面積900平米のうち支柱部分に係る面積1.50平米が一時転用の許可申請部分となります。

1枚おめくりいただきまして、次がパネルの立面図でございまして、営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高が約2.0メートル、最大で約3.4メートルの高さになります。

1枚おめくりいただきまして、次がパネルの投影図でございまして、こちらは、参考までに御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農型発電設備の下部の農地における営農計画書でございまして、営農型発電設備の設置を計画している農地の概要ですが、パネルの下部の面積は281.05平米でございまして、営農型発電設備を計画している農地の営農計画ですが、下部の農地に作付する作物はアスパラガスでございまして、面積は281.05平米でございまして、2年目以降も同様の内容でございまして、

1枚おめくりいただきまして、次に年間の営農計画でございまして、3月から4月にかけて追肥を行い、5月から6月にかけて収穫、6月に追肥を行いまして、収穫後には7月に敷きわらを敷き、10月から12月に枯れ葉の刈り取りを行う計画となっております。

次に、利用する農業機械ですが、自己所有のトラクター1台と軽トラックを使用するとのこととでございまして、農作業に従事する者の農作業経験につきましては、農作業歴は6年ございまして、そのうちアスパラガスにつきましては、3年6か月の作業歴がございまして、

1枚おめくりいただきまして、続きまして、発電設備による営農への影響の見込みとしまして、生産に適した日照量の確保でございまして、アスパラガスは半陰性植物であり、耐陰性に強く、太陽光パネル下部の栽培により、必要以上の雨水がかからない状態が植物の生育には支障もなく、太陽光パネルの下部には適していると思われまして、効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.0メートル、最高地上高は3.4メートル、支柱と支柱の間隔は、1.5メートルから3.1メートルとなっております、作業を効率的に行う上で必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのこととでございまして、下部の農地の反収につきましては、地域の平均的な反収が10アール当たり290キログラムに対し、反収見込みは235キログラムと見込みを算出しており、反収の増減見込みが81%とのこととでございまして、許可要件である8割を目指すものでございまして、

1枚おめくりください。こちらは収量の推移の説明資料でございまして、中央にある表のとおり、初年度は苗の育成のため収穫はございませんでしたが、次年度以降、収穫を開始し、営農開始から3年目の令和5年には90キログラムの収穫がございました。本申請地の作付面積は、281.05平米ですので、10アール当たりの収量に換算しますと約320キロでございました。営農計画において反収見込みは10アール当たり235キログラムでございまして、収穫量は地域の平均的な反収の8割を

超えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○22番飯野委員 途中なのですけれども、いいですか、営農計画書のこの作成年月日のこと、この前言ったのですけれども、皆さんのほうでまた訂正されていますか。

○事務局 まだしていません。

○22番飯野委員 これは、2年ではなくて、5年ですよ。

○事務局 そうですね。

○22番飯野委員 では、みんなにちょっと話してください。

○事務局 すみません、資料の中にございました営農計画書なのですけれども、作成年月日のところを、前回作成したものを恐らくそのままデータを変更して作成されたということで、日付のところの修正がされておらず、前回の申請時の作成時が記載されております。正確には「令和5年」になりますので、そちら修正点になりますので、申し訳ございません、そちらは5年になります。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。作成年月日が、年が違っているということ、今の説明だと。そうではなかった。そうだね。

○事務局 そうです。ちょっと資料、全般的に作成日がみんな「令和2年」になってしまっていて、そこをちょっとすみません、我々のほうでお預かりをしたときに、その指摘をできずに。

○会長 そうだろう。それは、いい。分かりましたか。

○全員 はい。

○会長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、また調査班長から報告をお願いいたします。

○6番寺崎委員 それでは、報告いたします。事前調査報告、第2班班長、寺崎正親。農地法第4条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 営農型太陽光の下部の農地では8割の収量確保に苦慮するケースが多い中、8割以上の収穫ができていない理由はどんなことだと思いますか。

回答 アスパラガスに限った話ですが、日照量の確保以上に大切なのが肥料だと思います。こちらの圃場では鶏糞を合計で1トン近く入れています。さらに月に1回程度、かん水の際には液肥を混ぜています。また、今後は鶏糞と腐葉土を混ぜたものを追加し、生育具合を見ていきたいと考えています。

質問2 パネル下部の栽培で、特に注意していることや対策していることはありますか。

回答 アスパラガスは比較的乾燥に強いのですが、雨水が当たると生育に影響するので、パネルの下にさらにシートを入れるなど対策を講じています。

質問3 圃場の管理は何人で行っていますか。また、その頻度はどの程度ですか。

回答 圃場管理は1人で行っています。従事日数は、少なくとも年間200日以上は圃場へ行き、農作業に従事しています。

質問4 現状、出荷はしていないようですが、収量がしっかり取れているので、今後は出荷を検討してみたいかがですか。

回答 無償提供している知人や飲食店からはよい評価をいただいている、販売の打診も受けています。しかし、まだ試行錯誤をしている最中で、この先も確実に収量が確保できるか分からないので、出荷については先延ばしにしています。

質問5 現地も管理が行き届いており、作物自体の生育も非常によい状態だったと思います。引き続き、より良い栽培方法を研究していただき頑張ってください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ただいま寺崎班長さんのほうから報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

今回、これはアスパラガスということなので、今までなかなかアスパラガスの営農型で下であるというの今までありましたか。

○事務局 いや、こちらの案件のみです。

○会長 ほかに……

○事務局 はい、ございません。

○会長 それなので、これは現地に行ってきた。

○6番寺崎委員 行ってきました。

○会長 行ってきたのね。

○6番寺崎委員 非常によく整備していました。

○会長 そうですか。

調査班が現地行って、その状況見てきて、この聞き取り調査を見ましても、いろいろ鶏糞だ、いろいろ手をかけているらしいです。200日以上、畑へ行ってなんて、そういうのがありますし。やっぱりよく先人たちが、今言ったことがあると思うのですけれども。毎日その畑にはな、足跡を、毎日足跡がつくぐらいまめに行って管理しないと駄目だぞなんて、よく私も子供の頃、そんなことを言われたことがありますけれども。それが結果に出てくると思います。

それでは、これより審議に入ります。よろしくお願いいたします。

これは3年で、令和8年までですね、9月22日までということなのですけれども。どうですか、年数、また、この結果を鑑みて。その年数でよろしいでしょうか。いいですか。

○全員 はい。

○会長 それでは、令和8年ということで3年間の許可ということで決めたいと思います。

それでは、許可相当とすることといたします。よろしいでしょうね。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続きまして一括審議に移りたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番からでございますが、ナンバー3からナンバー11は、同一事業における一体利用地の関連案件でございます。申請の理由欄以降が同様の内容でございますので、説明を一部省略させていただきます。

3番 用水路の改修工事に伴い申請地を工事用の道路として使用したいという仮設道路の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和5年10月1日から令和6年3月29日までの6か月間でございます。

4番 申請の理由以降は、同様でございます。

5番 申請の理由以降は、同様でございます。

6番 申請の理由以降は、同様でございます。

7番 申請の理由以降は、同様でございます。

8番 申請の理由以降は、同様でございます。

9番 申請の理由以降は、同様でございます。

10番 申請の理由以降は、同様でございます。

11番 申請の理由以降は、同様でございます。

12番 畜舎として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。

13番 車庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという車庫の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は11件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま4条の一括説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

どうですか。これといって皆さんのほうから質問等なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることといたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、南部地区の審議をして、それで、ちょっと小休止します。

それでは、南部地区、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、現在の集会場を返却するに当たり、申請地を買い受けて新たに地区集会場を建築したいという集会場の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

7番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、県外で借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、飲食業を営んでいるが事業拡大に伴い申請地を父より借り受けて新たな店舗を建築したいという店舗の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、転用済みの田、転用済みの畑と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は売買、飲食業を営んでいるが手狭なため申請地を買い受けて店舗併用住宅を建築したいという店舗併用住宅の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、来院者用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、独立して飲食店を開業するため申請地を買い受けて店舗を建築したいと

いう店舗の申請でございます。

14番 契約内容は売買、入居の需要が見込まれる申請地を買い受けてアパートを建築したいという長屋建住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義理の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地、払下げ済み水路と一体利用の申請でございます。

18番 契約内容は売買、製造加工業を営んでいるが工場に隣接する申請地を買い受けて社宅及び倉庫を建築したいという社宅及び倉庫用地の申請でございます。

19番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件は19件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 ただいま事務局からナンバー1からナンバー19まで南部地区の説明がございました。

それでは、これより質疑を受けたいと思います。

金井委員、お願いします。

○25番金井委員 25番の金井です。10番ですけれども。

○会長 10番ね。

○25番金井委員 はい。畑を売買して住宅地ということなのですが、施設の概要のところ、田、畑と一体利用と書いてあるのですけれども、これは一体ができるのですか。田、畑でできるのですか。こちらは何しろ住宅地にするわけですね。こちらの田と畑で一体利用というのはどういうことなのですか。

○会長 地目でね。

○25番金井委員 はい。これは、だから、宅地なら分かるのですけれども。

○事務局 こちらなのですけれども、議案の説明のときにも申し上げたのですけれども、こちらの田、畑はともに過去に農地の転用がされておりまして、許可を受けて実行されていた土地になりまして、農地転用実行後に地目変更をしていないというような状態です。

○会長 地目変更していないのか。

○事務局 はい。

○25番金井委員 では、実際宅地なんだ、今は、もう。

○事務局 実際、現況は雑種地のような形になっていたところです。今回は、主な転用がされていなかった、こちらの筆と転用済みの田、畑と3筆で一体的に宅地として開発をします。そういった計画になっております。

○会長 分かりましたか。

○25番金井委員 そうすると、あれですね、これは一応住宅地の宅地転用にするときには、もう右のやつは、では、田畑もう宅地になっているということでもいいのですか。地目も、だから、どうなってしまうのですか。地目変更は、まだしていないのですか。

○事務局 こちら、登記簿上の地目は変えていないです。

○25番金井委員 変えていない。

○事務局 はい。

○25番金井委員 それで大丈夫なのですか。変えなくても。

○事務局 本来は、許可後に目的どおりに実行されたら、速やかにその登記のほうの地目も変えていただくべきものではあるのですが、そちら今回はそこまでを地権者さんがしていないという状況です。

○25番金井委員 例えば、では、この今のやつを5条の申請するときに、要は、今、田畑のやつについては、地目変更するという条件という何かはつけないのですか。

○事務局 ごめんなさい、田と畑なのですが、許可条件にそういったことはつけられないというのが正直なところなのです。あくまで農業委員会、農地法に基づいて許可の判断をしているところなのですが、こちらの登記については、もう法務局の所管ですので、登記法というのですか、その法令根拠を基に事務が進められているので、事務局としてこの申請者の方たちに、お願いというのですか、そういったところではできるのですが、登記地目を変更しなければ、この申請が許可にはなりませんよとか、そういった条件はつけることができません。

○25番金井委員 そうすると、一体利用という関係は書けないのではないですか。

○事務局 一体利用は、あくまでも……

○25番金井委員 一体利用という、この言葉、書けないのではないですか。

○事務局 使うのは一体的に使います。この方が、この3筆を使って自分の自己用の住宅を建築する。ただ、手続上、農地転用が取っていないので、今回の申請地と既に転用を実行している筆、2筆。

○25番金井委員 でも、あれでしょう、この田と畑、もう、こちらのほうであれですよ、転用するというやつの権限という場合もあるわけですね。

○事務局 もう転用が過去に……

○20番西山委員 前に出ているのでしょうか。

○事務局 そうですね。二、三年前に、もう既に転用が済んでおりまして。

○25番金井委員 そちらのほうで済んでいるのですか、もう。

○事務局 そうなのです。済んでおりまして、目的どおりに使って、多分何かしら事情があって、使わないということで、今回この申請者が、では、この土地、未転用の農地とプラスアルファで、要はその敷地を確保したいということです。2筆合わせて譲ってくれないかという話で、この申請が出てきているというところです。

○25番金井委員 登記だけがやっていないと。

○事務局 そうですね、登記だけが、ちょっと変えていない。

○25番金井委員 分かりました。

○事務局 お願いいたします。

○会長 ほかにありますか。

この一番最後のナンバー19、結構この業者、吉井のほうへ今太陽光発電盛んにやっていますけれども、状況はどうなのだろう。吉井のこの業者、結構やっているよね。入っているね。やっているよね。でも、別に、地元の人たちに別にこれといったトラブルはないのでしょうか。どうなのだろう。ちょっと吉井地区の委員さん。

○24番設楽委員 あんまり聞かないですね。

○会長 聞かない。そういうことがなければ別にいいのだけれども、今結構この吉井地区中心にやっているところを見受けられるので。

あと、6番の集会場、これは面積が少ないけれども、あれでしょう、集会場というのだから、公民館と違って、その地区の第1区とか10区と違って少ない人数のところの集会場だろう、これは。プレハブぐらいの。面積的に。

○事務局 38平米の集会場と4平米のトイレですか。

○会長 そうだ。

○事務局 2つを建築します。

○会長 プレハブぐらいのものだね。

それでは、どうでしょう。皆さんから、それ以外に質問等なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、ちょっと休憩入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより、また審議のほう再開をいたします。

先ほど南部地区を審議行いましたので、これから北部地区に入りたいと思います。

それでは、ナンバー20からです。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

20番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和5年10月22日から令和8年10月21日までの3年間でございます。また、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請、議案書6ページ、議案第2号ナンバー5が関連案件でございます。

21番 契約内容は売買、障害福祉サービス事業を営んでいるが事業拡大のため申請地を買い受けて新たに障害者グループホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

23番 契約内容は使用貸借、現在の住まいが老朽化しているため申請地を父より借り受けて新たに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、県外で借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、県道整備事業の工事用地として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和5年10月1日から令和7年7月31日までの1年10か月間でございます。

27番 契約内容は賃貸借、送電線の除去工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの6か月間でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の案件は11件でございます。ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○会長 ただいま北部地区の説明がありました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

この中でナンバー30が面積が大きいということで航空写真を添付していただきました。

では、どうでしょうか。この30番というのは傾斜はどうなのだろう、ここは。

○事務局 現地のほうは、特に傾斜があるような場所ではなく、ちょっと雑草がかなり生い茂っている状況ではありましたが、くまなく地面が見えるわけではないのですが、周辺が特段傾斜地ではないので、比較的平たんな場所ではあるかと思います。

○会長 では、ここは、貯水池とか、そういうのは設けなくも大丈夫なんだ。

○事務局 一応計画としては周囲への雨水の流出を防ぐために、申請地の外周に高さ30センチぐらいの土手ではないのですけれども、小堰堤という、少し土を盛った形の堤というか、小規模な高さ30センチぐらいのものを外周にぐるっと設けて、自然浸透でのみ込み切れないオーバーフローとかを、その堤でせき止めて、外への流失を防ぐという計画になっています。

○会長 そうなの。この地域の委員さん、どうでしょう。そういう、ほかに心配。

○22番飯野委員 この前、事前協議でも話したのですけれども、今ちょっと、すみません、ちょっとよく聞き取れなくて、途中だったので分からなかったけれども、これは雨水をどうに。

○事務局 基本的には自然浸透なのですけれども、申請地の外周に高さ30センチぐらいで堤というか、防波堤みたいな形で外周にそういったものを設けまして、そこで、最悪雨水がのみ込み切れなかったものをそこでせき止めて、外への流出はしないようにという計画です。

○25番金井委員 25番の金井ですが、今の30番の件なのですけれども、面積が7,775平米って結構大きいのです。それで、太陽光やるというと、雨が降ったときに、その降る、流……何ていうのですか、雨の出る量というのが速くなるのですか。だから、排水計画がどうなっているかというのがちょっと知りたいのですけれども、流出係数というとき出る量というのが結構多くなると思うのですけれども、これ大丈夫なのですか。ここ。

○事務局 一応雨水の排水計画につきましては、基本的には自然浸透の処理を行うという計画です。のみ込み切れないものを外部への流出を防ぐために、申請地外周に小堰堤ということで高さ30センチぐらいのものを設けて、外に出ないようにという、せき止めるという計画です。

○25番金井委員 だけれども、小規模ならいいのですけれども、これだけ大きくなると流出量が多分結構出ると思うのです。だから、多分それは専門家に聞いてみないと分からないのですけれども、太陽光をこうやってこれだけやるというと、いっぺんに出るという、水が出るという、そのあれになると思うのですけれども、その量のあれはどうなっているのですか。

○事務局 こちらの案件は、面積7,775平米って広いので、こちら開発指導課のほうでの事前協議が関わっている案件になります。詳細な雨水の排水計画の妥当性ですとか、そういったところについ

ては開発の事前協議のほうで検討がされている内容になりますので、こちら計画に問題がございましたら、事前協議が締結されずに、そちらの問題が、要は見直しですとか、そういったものが必要な場合には排水計画を見直したというふうに、計画を練り直したもののいうのを改めて開発指導課のほうに事業者さんから提出がされて、そちらの内容で承認がされないと事業が先に進みませんので、今農地転用ではこちらの自然浸透で外周は小堰堤でせき止める計画になっておりますが、事前協議のほうで問題があれば、問題が生じないような計画への変更というのが必ず必要になる案件になります。

○25番金井委員 分かりました。はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。北部地区の議案について。

○全員 なし。

○会長 そうすれば、このナンバー30、面積3,000平米以上ということなので、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するわけになっております。

それでは、これは許可相当として意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることといたします。それ以外の案件についても許可相当といたします。

それでは、以上で議案のほうを終わりにして、これより報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで。

それでは、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第1種住居地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか39件、合計40件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか1件につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が8件、5条が72件、合計80件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和5年8月22日付で許可書

を交付いたしました。

報告事項については、以上でございます。

○会長 ご苦労さまでした。

続きまして、これより申合せ事項に入ります。

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について。

このことについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について。

それでは、申合せ決議を読み上げさせていただきます。

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申合せ決議をする。

記

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年9月5日、高崎市農業委員会。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 ただいま申合せ決議ということで説明がございました。このことについて、皆さんから何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

皆さん、委員としての自覚を持って行動してくださいということなのですけども。皆さんから質問等なければ、原案のとおり申合せといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、その他に入ります。事務局から何かございますようでしたら、お願いいたします。

そちらのほうは、ない。

ないね。

それでは、局長のほうから

○事務局長 大丈夫です。

○会長 いいですか。

○事務局長 はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第3回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時07分 閉会